

『五事毘婆沙論』の成立について（上）

池田練太郎

I

『五事毘婆沙論』(*Pañcavastukavibhāṣā*)¹⁾は、世友(Vasumitra)の作とされる『五事論』(*Pañcavastuka*)に対する註釈書(vibhāṣā)である。このことは、本論書自身その冒頭に

尊者世友、有情を益せんが為に五事論を製す。我今当に積すべし。(大正28卷, 989 b2)

と明記していることで明らかである。この『五事論』は、現存の『阿毘曇五法行經²⁾』、『品類足論』(*Prakarāṇagrantha*)の「弁五事品³⁾」、その旧訳である『衆事分阿毘曇論』「五法品⁴⁾」、更に『薩婆多宗五事論⁵⁾』という4種の文献が該当する。それらは同一の源泉から、伝承された部派や、時代によって、次第に幾分かの相違を生じつつ伝えられて来たものと考えられる⁶⁾。

したがって『五事毘婆沙論』が『五事論』に対する註釈書であるといっても、厳密な意味では、どの『五事論』に対するものなのか明確ではないのである。

しかし、いずれにせよ、『五事論』は単に説一切有部(Sarvāstivādin)のみならず、アビダルマ仏教の教理史を考察するうえで、極めて重要な論書であるといえる。『五事毘婆沙論』もまた同様の意味で、貴重な資料といえることができる。これら二つの論書は、それぞれ著者が世友(Vasumitra)・法救(Dharmatrāta)と伝えられるが、この両論師はアビダルマ仏教史上無視することができない重要な人々であり⁷⁾、その点からもこれらの論書についての考究は非常に大きな意義をもつのである。けれども、特に『五事毘婆沙論』に関しては、河村孝照博士を始め⁸⁾、いくつかの論究⁹⁾はあるものの、今日まで必ずしも十分な研究がなされてきたとは言えない状況にある¹⁰⁾。

筆者は、先に「覚え書」として同論書に関するメモを著わした¹¹⁾が、それはあまりにも雑駁なもので、単に僅かの問題を提起したに止まった。そこで予告した幾つかの問題のうち、本稿では、『五事毘婆沙論』の構造上の問題についてのみ論ずることにしたい。その他、残された著者の問題や、教理的な内容上の問題などは、次の稿で改めて論ずるつもりである。

初めに、本論に入りに先立って、『五事毘婆沙論』の梗概を掲げておくことにしよう。この梗概は、先の拙稿において掲載した¹²⁾大雑巴なものであるが、考察の便宜上ここに再録することにする。

梗 概

分別色品第一	(989 a 26)
法救自身の造論の理由	989 a 27
世友 (Vasumitra) の造論の理由	989 b 10
『五事論』の名称の由来	989 b 21
色	989 c 15
五根	990 c 29
根, 境, 識	991 b 20
分別色品第一之余	(992 a 7)
色, 声, 香, 味, 所触, 無表	992 a 8
無表色……律儀	992 c 4
分別心品第二	(993 a 27)
心, 意, 識	993 a 27
六識身	993 b 10
静慮地	993 c 10
苦法智忍等との相応	993 c 19
分別心所法品第三	(994 a 18)
心と心所	994 a 19
三受 (苦, 楽, 不苦不楽)	994 b 17

II

玄奘訳『五事毘婆沙論』の論書としての構造が、「色 (rūpa) ・ 心 (citta) ・ 心所

(caitasika)・心不相応行 (cittaviprayukta)・無為 (asamskrta)」という、いわゆる〈五位〉を説いた『五事論』に対する註釈書にしては、いかにも奇妙な箇所まで終わっているということは、十分注意するに値すると考えられる¹³⁾。先に述べたようにこの論書が、世友の『五事論』への注釈書であるということは著者自身が語っているのであり、加えてその章立てが、「分別色品第一」(「分別色品第一之余」を含む)・「分別心品第二」・「分別心所法品第三」というようになされていることを見れば、これに続いて「心不相応行」と「無為」に相当する章が立てられていたと見做すのが自然であると思われる。この問題はサンスクリット写本が完全な形で発見されれば解決するはずであるが、現在我々が見ることのできる写本は、あまりにも僅少な断片であり¹⁴⁾、残念ながら解明の手掛かりにはならない。それ故、今日までこの点については種々の見解が表明されている。

渡辺椋雄博士は、『品類足論』に対する解題の中で『五事毘婆沙論』に関するこの点に触れて、

……単に筆を如上にとどめて、弁五事品中でも心不相応行法や無為法には及ばさなかったことは憾み無量の感なきを得ない¹⁵⁾。

と述べており、著者法救がこの箇所までしか執筆しなかったと解しておられる。しかし、もしそうであるならば、これは極めて重大なことであり、何故著者がそこで執筆を止めたのかということが問題にされなければならない。

また、Sastri 氏も

The commentary ends with the explanation of *vedanā* in fuller details. The remaining mental elements, *samjñā*, *cetanā* etc. are left out unexplained. It is significant that the *Cittaviprayukta* and *Asamskrta* elements are not at all mentioned in the commentary.¹⁶⁾

と述べて、同論書が心所法のうち、受 (*vedanā*) の解説までで了ってしまい、後の想 (*samjñā*) や思 (*cetanā*) 等、及び心不相応・無為について全く触れられなかったことを“significant”であると捉えている。Sastri 氏の場合、著者の執筆の姿勢に関して云々しているのではなく、現存する漢訳『五事毘婆沙論』自体がそのような箇所ですべて了っていることについて何らかの重大な意味を認めているのであろう。しかしながら、氏はそれ以上には、何が“significant”なのか語ろうとしない。

筆者もまた玄奘訳の『五事毘婆沙論』がこのような箇所ですべて了っていることに、

大いに意味深長な問題が隠されている可能性を想像するのである。そこで以下に幾つかの場合を掲げて検討を加えることにしたい。

III

現存の『五事毘婆沙論』の状態から種々のケースを想像した場合、大体以下の3項に集約できるのではないだろうか。

- (1) 著者法救が最初から「心所法」の「受」に関する註釈までで擱筆した。
- (2) 法救は「無為法」の最後のところまで註釈を施した¹⁷⁾が、後に manuscript の「想」の箇所以下が失われ、玄奘はその不完全な manuscript を中国に齎した。
- (3) manuscript は完全な形（即ち「無為法」の註釈まで）で中国に齎されたが、玄奘が最後まで訳出せず、「受」の註釈の箇所までで翻訳を止めた。

ただし、それぞれのケースのうちに更に細かい分類を想定することが必要になると考えられる。

例えば、(1)の項目においては、法救が意図的に上述の箇所で執筆を止めた場合(a)と、何らかの止むを得ざる事情で執筆を中止した場合(b)とが想定されるが、それによってアビダルマ思想史における意味合いは全く異なってくる。もし前者の場合ならばそれは、単に不相応行法や無為法に関する彼の註釈を見ることができないから「憾み無量の感なきを得ない」、などという問題とは全然異質な意味を及びてくることになる。即ち、それだけしか執筆をしなかったこと自体が大きな問題を提示していることになるわけである。

同様に(2)の、manuscript が途中で散佚した場合においても、それがあつた時期に何者かの手によって意図的になされた場合(a)と、単なる事故で論書の後半が失われた場合(b)とでは問題の質は全く違うはずである。ここでも前者の場合には、その人物の思想的な立場や所属する部派の教理が反映されていることになるのである。

だが、上掲の3項のうち、(3)のケースにおいては、訳者玄奘が彼の思想的立場から翻訳作業を途中で止めたということは考えにくい。なぜなら、玄奘は他の諸経論の訳出に際しても、自らの思想を表現するのに訳文の体裁や訳語、あるいは幾分の削除・附加等の改変によってそれを行なおうとしたことはあつたと考えられるが、論書の構造そのものにまで手を入れてしまうというようなことはあま

(40) 『五事毘婆沙論』の成立について(E) (池田)

りみられないからである¹⁸⁾。加えて、『五事毘婆沙論』は、『五事論』に対する註釈書であるから、すでに『品類足論』の「弁五事品」を訳出している彼が、その註釈書の方の翻訳だけを途中で止めたとしても、全く意味をもたないからである。したがって(3)の場合に考えられるのは、何らかの止むを得ない事情のために、玄奘が翻訳を途中で中断したか(a)、または玄奘が将来した写本がその時点で既に「受」の箇所までしかないものであったか(b)、のいずれかであろう。

初めに結論を先取りする形で述べるならば、(2)の(b)、即ち、最初は完全な形で著わされていた論書の manuscript の後半部分が、単なる事故によって散佚してしまい、それが玄奘の手によって中国へ齎され、訳出された、というケースが最も妥当な線ではないかと考えられるのである。その理由は、前述した如く、まず何よりも『五事毘婆沙論』は『五事論』に対する註釈書であり、その『五事論』とは、「色・心・心所・心不相応行・無為」という〈五事 (pañcavastuka)〉の法体系をそのまま論書の構造としているものだからである。それ故、『五事毘婆沙論』も現在の「心所」の箇所の後に続いて、「心不相応・無為」の解説の部分を有していたと見るのが自然だからである。

それに、本論書は数多くの「問い」と「答」を繰り返しつつ論を進めており、元になる論書に対して逐語的に註釈を施したものではないが、それでも『五事論』に示される諸法の順にほぼ従って論述されている。以下に「色(rūpa)」に関する箇所だけ¹⁹⁾対応を示してみよう。

〔項 目〕	〔弁五事品〕	〔五事毘婆沙論〕
総 論		989c15~990a6
四 大 種	692c11~12	990a6~c28
五 根	692c12~16	990c29~
五 境	692c16~693a1	
識の問題	693a1~2	
無 表 色	693a2~4	992c4~993a19
そ の 他		993a19~a26

したがって、「分別心所法品第三」においても、『五事論』において説示されていた「受・想・思・触・作意・欲・勝解・念・定・慧……」等の諸法全体に註釈

が施されていたと見做すのが妥当であると思われるのである。

このように筆者は、(2)の(b)の立場を一応穏当な説と考えるのである。しかしながら、実はもう一つの説について考慮する余地が残っているのではないか、という考えを筆者は捨て切ることができないのである。それは、(1)の(a)の立場、即ち、著者法救が意識して「心所法」の「受」の箇所のところまで執筆を止めたという説である。以下にその可能性を考察してみたい。

IV

まず初めに、少なくとも玄奘が入手した段階で、既にこの論書には「心不相応行法」及び「無為法」に対する註釈部分が存在していなかった、という点を確認しておく必要がある。なぜなら、今日我々が知りうる『五事毘婆沙論』の構成は、玄奘によって提供されたものが唯一であって、現存 manuscript からは本論書の原形は推測し得ないからであり、その玄奘の齎した manuscript に後半の部分に当たる章が存在していたということになれば、(1)の説は最初から成り立たなくなるからである。

ところで、玄奘は完全な原典を将来したが全部の翻訳を果たさずに終わった、という先に掲げた(3)に該当する説が最近伴戸昇空氏によって提示された²⁰⁾。これは非常に興味深い説である。氏は、易行院法海述の『五事毘婆沙論聞書』に見られる『閲蔵知津』の「五事毘婆沙論、尊者法救造……文来未尽」という一文を手掛りにして、

「文来未尽」とはその字の如く、インド等より完全な原典がもたらされていたものを、漢土に於て何らかの事の障り有って全部の翻訳を果たさずに終わったものを言う。では、この場合の「事の障り」とは如何なる事情であったのか。

と述べ、その事情を、

五事毘婆沙論が翻訳されたのは玄奘遷化の日より約二ヶ月前のことである。『大唐大慈恩寺三蔵法師伝(巻10)』(大50, 276b-c)によると、大般若経六百卷の訳了後、玄奘は甚だ氣力の衰えを感じ、翌年正月(664)に宝積経百二十卷の翻訳を弟子達が願い出たところ、三蔵は氣力の衰えから死期の近付くを知り、宝積経の翻訳に堪えぬと断わっている。このことから見て、五事毘婆沙論は、玄奘がその没年直前に翻訳を開始したために未完に終わってしまった

ものと考えてよいと思われる。

と結論づけておられる。

『閲蔵知津』は明代の成立であるから資料としての価値については研究者によって見解の相違があるかも知れない。しかし、『五事毘婆沙論』に欠落部分があるか否かについて触れている文献はこれしかないので、その意味からしても同書のコメントは貴重な材料となるのである。筆者は伴戸氏の論文に接するまで、『聞書』はおろか『閲蔵知津』についてもまったく意識の中に入っていなかったもので、氏のご指摘と結論は極めて新鮮であり、かつ有意義であつた。だが、筆者は先に述べたように、『五事毘婆沙論』の原典に関して、氏とは異なる見解をもっており、殊に前掲の(1)の(a)のケースを想定する場合には、氏の結論とは完全に抵触してしまうことになるので、以下に『閲蔵知津』の中の「文来未尽」という、ポイントになる文について少し詳細に検討してみることにしたい。

V

最初に、『閲蔵知津』巻四十に記されている『五事毘婆沙論』についての記述全体を引いておこう。

五事毘婆沙論 二卷北 南杜
作一卷 北席

尊者法救造。唐大慈恩寺沙門积玄奘訳。

分別色品第一。分別心品第二。分別心所法品第三。

积一尊者世友五事論一。文来未尽²¹⁾。

まず「文来未尽」の文の形を、漢文の基本形に戻して考えてみると、「文来」ということになり、これは「主語＋述語」の形である。次に「文来未尽」の「未」を取りはずすと

文来尽。

となる。これは、「主語＋述語＋補語」の形であり、「文、来り尽す」と読み下すもので、その文が完全な形で将来されたことをいうものである。そして、

文来未レ尽。

であるが、これは、「文」が主語、「来」は述語、「未尽」が補語となるもので、「文、来るも未だ尽さず」と読み下す。ここで、補語の「未尽」は「文来」の性格を規定するものに外ならない。したがって「その文は将来されたが、完全なものではない」状態を語っていることになる。そして、この4字からは「翻」の意

を導き出すことはできない。したがって「文来未尽」を、「文は完全な形で来たが、未だ翻訳し尽さず」の意味に理解したとするならば、それは翻経ということが既に先入観として入っていたために生じた解釈ということができるのではないだろうか。もし「文は将来されたが、全部は翻訳されていない」という意味にするならば、どのように文を簡略化するにしても、それは「文来未_レ尽_レ翻」と表現すべきであり、「文来未尽」ではないと考えられる。即ち、「文来未尽」は一句であって、「未尽」は「文来」の時の状態をいい、同一時点において言及し得るものである。一方、「文来未尽翻」であれば、「文来」と「未尽翻」とは二者全くその時を異にするものであって、二句として読み、詳しくは、

主述 (主) 述 補
文来・(文) 未尽翻。

となるわけである。

ところで、「文来未尽」の語は、『閲蔵知津』の中で定型句として数多く用いられているが、そのうちから一例を引いて、そこでの意味を考察してみよう。例えば第4巻に、

(大方等大集経)

日密分 救竜品第六

仏、趨_レ須弥山頂_レ。放_レ光救_レ竜王苦_レ。大声説_レ諸法印_レ。所謂、無常・苦・無我等。文来未_レ尽²²⁾。

と記されており、「日密分」の品次を見ると以下の如くである。

大方等大集経

卷第三十一 日密分中護法品第一

同 日密分中四方菩薩集品第二之一

卷第三十二 日密分中四方菩薩集品第二之二

卷第三十三 日密分中分別品第四之二

卷第三十三 日密分中救竜品第六

これによると、

(品名不明) 品第三

分別品第四之一

(品名不明) 品第五

の各品が欠落していたことが知られるが、この場合、訳者が何らかの理由で訳出

しなかったというのではなく、原典自体が不完全なものであったことが類推されるのである。更に「救竜品」について見ると、『閲蔵知津』に、

大声説_二諸法印_一。所謂無常苦無我等²³⁾。

とある。この章(品)は法印を説いて竜王の苦を救うことを説いたものであるが、現存経文を見ると、苦と無常の二法印が説かれているだけで、無我の法印を欠いている。これは、その箇所だけ翻訳をしなかったというのではなく、将来された原典に欠落があったと見做すのが妥当といえよう²⁴⁾。

このように見てくると、『閲蔵知津』における「文来未尽」の句は、「文は完全なものが将来されたが、全部は翻訳されていない」の意ではなく、著者智旭は、「文は将来されたが、欠落部分のあるもので、完全なものではない」という意味で用いていることが知られるのである。

VI

ところで、もしそうであるならば、玄奘は不完全な manuscript を漢土に齎したことになる。即ち、法救によって「色・心・心所・心不相応・無為」の〈五事〉全体に対して註釈が施されていた『五事毘婆沙論』は、玄奘が入手する以前に、その後半部分が失われていたことになる。これは、先に筆者が一応妥当な線として結論した(3)に相当する立場である。

だが、果してそうであろうか。伴戸氏は、

五事の中で最も法相の広いものは心所法と心不相応法であり、何れの論書に於てもそれらは広く明かされているのが常である。従って阿毘達磨に精通していた翻訳者玄奘が、不完全な原典を招来し、気付かずに訳し始めたとは考え難い²⁵⁾。

と述べておられるが、筆者も全く同感である。たとえ気付いていたとしても、不完全な原典をそのまま訳出したとは考えにくいのである。即ち、進んで言うならば、玄奘は自らが齎した manuscript を不完全なものと考えていなかった、と見做すことはできないか。確かに本論書の訳出は彼の最晩年に当たり、気力も体力も衰えていたに違いない。その時点でまだ訳出されていない写本は幾らも残っていたであろう。それらの中から彼が『五事毘婆沙論』を選んだのは、この論書が短い(二巻)ものであったという理由からではないか。本論書の訳出(竜朔3年(663)12月3日~8日)以降には、彼は、『寂照神変三摩地経』一卷(同年12月

29日)と『呪五首経』一卷(麟徳元年(664)1月1日)という短い経典を訳したのみで²⁶⁾、664年の2月5日に歿しているのである。玄奘は、『五事毘婆沙論』をもともと「受」の解釈までしかない短い論書として認めていたのではないか。そのような箇所ですべてのこと、特に異和感をもっていなかったのではないか。

我々はここでもう一度、『閲蔵知津』の記述を離れて、やはり玄奘は「無為法」の箇所まで註釈された『五事毘婆沙論』の完本を将来したが、途中で翻訳を止めた、という伴戸氏の説を考えてみよう。その場合、もしそうであるなら、何故、訳出を中断した後、それに戻らず、全く別の経典を二つも訳出したのだろうか。たとえわずかでも翻訳の気力が彼に残っていたならば、一度手を染めた訳出事業を続行したに違いないと思われるのである。たとえ途中で斃れたとしても。

そのように考えてみると、やはり玄奘は、『五事毘婆沙論』を、彼が翻訳したような形態の論書、即ち現存の論書のような構成のものとして疑っていなかった、と思えてくるのである。しかし、もしそうならば、そのような構成の論書として『五事毘婆沙論』が存在している論拠を示す必要がある。

VII

『五事毘婆沙論』の著者法救は、冒頭に本論書の造論の目的を陳べた後、それに続けて以下のように言う。

問已知須_レ造_二五事論_一縁_レ。此復為_二何名五事論_一。答由_三此論中分_二別五事_一。是故此論得_二五事名_一。依_レ處能生事義無_レ異。阿毘達磨諸大論師咸作_二是言_一。事有_二五種_一。一自性事。二所縁事。三繫縛事。四所因事。五撰受事。当_レ知_二此中唯自性事_一。問若爾何故説_レ有_二五法_一。答事之与_二法義_一亦無_レ異。問何故此論唯弁_二五法_一。(後略) (989b)

繰り返して言うが、この論書が『五事論』に対する註釈書であることは、著者自身が冒頭に述べているのである。そのような記述の後が続いて上掲の文章が書かれているのである。

ところで、今日〈五事論〉と呼んでよいと考えられる論書には、前述の如く²⁷⁾

1. 『阿毘曇五法行経』(大正 No. 1557)
2. (a) 『衆事分阿毘曇論』の「五法品」(大正 No. 1541)
- (b) 『品類足論』「弁五事品」(大正 No. 1542)
3. 『薩婆多宗五事論』(大正 No. 1556)

の4種類が存在するが、それらの各々が、1. 「五法」、2. (a) 「五法」、(b) 「五事」、3. 「五事」という如く、その論書名または章名に「五事 (pañca-vastuka)」あるいは「五法 (pañca-dharmaka)」の語を用いている。

ここで「五事」乃至「五法」というのが、

- | | |
|----------|-----------------|
| 1. 色 | rūpa |
| 2. 心 | citta |
| 3. 心所 | caitasika |
| 4. 心不相応行 | cittaviprayukta |
| 5. 無為 | asaṃskṛta |

の五種を意味することは、改めていうまでもないことである。

しかるに、そのような〈五事論〉に註釈を著わすと言いながら、法救は先に引いた文中で極めて不可解なことを述べているのである。即ち、彼は、「何ぞ名づけて五事論と為すや。答う。此の論 (= 『五事論』) の中に五事を分別するに由る。是の故に此の論、五事の名を得る。」と言い、その後で「事に五種有り」として、

1. 自性事
2. 所縁事
3. 繫縛事
4. 所因事
5. 摂受事

の5種類の「事」を「五事」として列挙しているのである。しかもその直後に、「問う。若し爾らば、何故に五法有りと説くや。答う。事は之れ法の義と亦異なること無し。」と述べている。

したがって、「五事」というのも「五法」というのも同じことになる²⁸⁾、としながら、その「五事 (= 五法)」を上掲の5種として、「色・心・心所・心不相応・無為」はどこにも示さないのである。のみならず『五事毘婆沙論』全体の中でも、どこにも「五事」と「色・心……」とを結びつけてはいない。

上述のような context の中で「事に五種有り」と言えば、それは「色・心……」の「五事」を指すのが当然である。そこに「自性事」等の「五事」を示したのが、如何なる意図によってのことか問われねばならない。一見して両者の「五事」には、何らの対応関係も見出せないのである。

こうして考えた場合、法救は、『五事毘婆沙論』を必ずしも「色・心・心所…」のいわゆる〈五位〉との対応の中で著わそうとしたのではなく、むしろそれから離れた形で論を展開しようとしたのではないかとさえ思われるのである。「五事」として「自性事」以下の「事」を、不自然を承知の上で敢えて提示したのではないか。そうすることによって、この論書は、「色・心・心所…」によって構成されている『五事論』の構造から開放されることになる。

Ⅵ

以上のことは、かなり無理な考え方かも知れないが、しかし、もしそれを認めるならば、それでは、何故法救がそのような執筆上の展開を試みたかが説明されねばなるまい。

本稿の段階では、『五事毘婆沙論』の著者としての法救 (Dharmatrāta) を特定することはしないが、いずれにしても、それは「婆沙の四評家」の一人としての法救か、『雑阿毘曇心論』の著者の法救か、あるいはそれ以外の法救か、いずれかに絞って考察していくべきものであると考えられる。そして、もし前の二者の法救との関連で『五事毘婆沙論』の著者を検討してよいならば、また、roughな言い方であるのを承知で、敢えて表現するならば、この両者はいずれも、いわゆる譬喩者 (Dārṣṭāntika) 的、もしくは経量部 (Sautrāntika) 的といわれるような傾向を有した人物であると見做してよいと思われる²⁹⁾。今問題にしている『五事毘婆沙論』の執筆の姿勢も、それに関連して捉えていかれるべきものと考えられるのである。

ところで、チベットにおいて数多く著わされた仏教教理概説書である「宗義書」(grub mtha') 文献のうち、サキャ派 (Sa skya pa) に属するものである *gZhung lugs legs par bshad pa* (=SLL) の中に興味深い記述を見出すことができる。それは当面の問題である「五事 (gzhi lnga, pañcavastuka)」に関して説いた箇所である。

/gsum pa gzhi lnga rdzas su grub pa dang ma grub pa'i tshul mi
mthun te / Bye brag tu smra ba ni / gzhi lnga char rdzas su 'dod
la / mDo sde pa ni gzugs dang sems dang sems las byung ba gsum
rdzas su yod cing / mi ldan pa'i 'du byed dang / 'dus ma byas ni
rdzas su mi 'dod de /...³⁰⁾

第3。5つの基礎(=五位)が実体として(dravyatas)成立するものと、[実体として]成立しないものの様式は一致しないのであって、毘婆沙師(Vaibhāṣika)は5つの基礎を等しく実体として主張するが、[それに対して]経量部(Sautrāntika)は、色(rūpa)と心(citta)と心所(caitta, caitasika)の3つは実体として存在し、[心]不相応行([citta-] viprayukta-saṃskāra)と無為(asaṃskṛta)は実体として[存在するとは]主張しないのである。

この一文は、「宗義の観点からの区別」(grub mtha'i sgo nas dbye ba)を述べる中で「声聞の2つの部派の主張の認識」(nyan thos kyi sde pa gnyis 'dod lugs ngos gzung ba)という段を設けて、毘婆沙師(Bye brag tu smra ba, Vaibhāṣika)と経量部(mDo sde pa, Sautrāntika)との主張の違いを示す箇所3番目にみられる。

ここで毘婆沙師といわれるのは、いうまでもなく説一切有部(Sarvāstivādin)である。経量部は一般に有部の中から教理上の違いによって分離して成立した部派と考えられているが、「五事(いわゆる〈五位〉)」に関して、実体として(dravyatas)認めるか否かによって立場の相違があることを示した文献は、極めて稀であるといえる。このSLLは古来Sa skya paṇḍita Kun dga' rgyal mtshan(1182-1251)の著作と見做されてきた。しかし最近その伝承を否定する有力な説が示されるに至った³¹⁾。その場合、本書の成立はSa paṇの年代より幾分遅くなると思われるが、それでもこの文献がSa skya派の伝承の中に置かれていることに変わりはないであろう。

いまここで当面の問題に関して見てみると、有部が「五事」のすべてを「実体として(dravyatas)」認めているのに対して、経量部は、その中の「色・心・心所」の3のみを「実体として」認めるとされている。この表現を通してみる限り、経量部も「五事」の法体系そのものを否定していたのではなく、ただ「実体として」は「不相応行」と「無為」を認めないということになる³²⁾。それにしても、「色・心・心所」のみがこうして認められたことと、『五事毘婆沙論』が「色・心・心所」の三品(三章)のみで了っていることとは、単なる偶然の一致なのであるだろうか。

SLLは、チベットにおけるgrub mtha'としてはかなり早い成立ではあるが、それにしても『五事毘婆沙論』が著わされたと思われる時代とは、かれこれ1000年近くも隔たっているわけであるから、その伝承の信憑性については確かに疑問

がないわけではない。けれども、こうした伝承が全く何らの根拠もなく、突然現われるとは考えにくい。今のところ筆者は経量部のこうした説を、チベットの宗義文献を含めた、他の資料によって補強できないが³³⁾、しかし恐らくいずれかの文献の中で、この問題はより詳細に扱われているのではないかと考えている。

IX

以上の点を単なる偶然と見做すか否かについては、筆者もいまだ確定した見解をもっているわけではない。断を下すにはあまりにも資料が乏しすぎるのである。ただ、『五事毘婆沙論』には、すでに別稿で指摘したように、経典を拠り所として論ずる箇所が異常に多く、しかも、「経為量」(sūtrapramāṇaka)の語も4回用いられており、それらの特徴を経量部のもつ傾向と結びつけることは、あながち根拠のないことではないように考えられるのである。そうしたことから見て『五事毘婆沙論』の著者法救は、これまでに法救についてよくいわれてきたような、譬喩者的、あるいは経量部的な傾向をもっているらしい、ということはいえるように思われるのである。

ここでは、論書の構成上の面からのみ検討してみたが、実のところ「心所法」も数多く存在するのに、何故「受(vedanā)」のところまでで、「想(saṃjñā)」 「思(cetanā)³⁴⁾」等は解釈されなかったのか、などという重要な問題は未解決のままである。「受」は確かに経量部にとって重要な問題を提供している³⁵⁾が、それだけでは解決にはならない。最初に述べたように、いずれ『五事毘婆沙論』の説示内容を検討することによって、著者の問題を含めた成立の事情について考察するつもりであるので、「受」の問題もその折に論ずることにしたい。

註

- 1) 『五事毘婆沙論』二卷，玄奘訳(大正28, 989a-995b)。サンスクリット写本の断片が今西順吉氏によって刊行されている。J. Imanishi: *Das Pañcavastukam und die Pañcavastukavibhāṣā* (Abhidharmatexte in Sanskrit aus den Turfanfunden, I) Göttingen 1969.

また、玄奘訳からの還元梵文 text が刊行されている。S. Bhattacharya & S. Chattopadhyaya: *Pañcavastuka śāstra and vibhāṣā*, *Visva-bharati Annals*, vol. X, pp. i-xiv, 1-54.

- 2) 大正 28, 998a-1001b (No. 1557)
3) 大正 26, 692b-694b (No. 1542)

(50) 『五事毘婆沙論』の成立について(E) (池田)

- 4) 大正 26, 627a-628c (No. 1541)
- 5) 大正 28, 995c-998a (No. 1556)
- 6) 拙稿「〈五事論〉の成立と流布」高崎直道博士還暦記念論集『インド学仏教学論集』(1987年10月) pp. 343-357. (以下, 拙稿 (1)).
- 7) 世友・法救に関するまとまった論考としては, 山田龍城博士の『大乘仏教成立論序説』(1959年3月, 平楽寺書店) 中の第3章「經典成立に関与した人々」(pp. 391-416)がある。
- 8) 河村孝照「法救造五事毘婆沙論についての検討——大毘婆沙論研究の一環として——」『印仏研』13-2, pp. 140-144.
同, 「法救造五事毘婆沙論と大毘婆沙論」『阿毘達磨論書の資料的研究』(1974年3月, 日本学術振興会) pp. 53-79.
- 9) 前註 (1) の還元梵文 text には, Introduction が附されていて, 示唆に富んだ論及が見られる (Introductory, pp. i-xiv).
前田至成「五事毘婆沙論の系譜について」『印仏研』34-1, pp. 242-249. 等。
- 10) 最近, 伴戸昇空氏によって「五事毘婆沙論——研究ノート——」(『A. R. I. 紀要』第6号, pp. 1-38.) と題する論文が発表された。これには, 日本における註釈書の紹介や, 資料の整理, 翻訳事情, 著者問題, それに本論書の国訳等も附せられていて, 極めて有益であり, かつ斬新なものである。本稿を執筆するに当たり, 種々参考にさせていただいた。
なお, 前註 (8) の河村博士, (9) の前田氏, そして伴戸氏の論文で取り上げられている『五事毘婆沙論』の著者問題や『大毘婆沙論』との成立の先後等に関する筆者の見解は, 稿を改めて論究することにした。
- 11) 拙稿「『五事毘婆沙論』に関する覚え書」『曹洞宗研究員研究紀要』19号, pp. 308-300。
(拙稿 (2))
- 12) 拙稿 (2) pp. 306-305.
- 13) 拙稿 (1) 註 (2) 参照。
- 14) 前註 (1) 参照。
- 15) 「阿毘達磨品類足論解題」『国訳一切経』(毘曇部 5) p. 74.
- 16) 前註 (9) Introductory, pp. xiii-xiv.
- 17) 1987年6月6日に行なわれた印度学仏教学会, 第38回学術大会の第4部会において, 前田至成氏は「五事毘婆沙論再考」と題する発表をされたが, その際筆者の質問に対して氏は, 本論書は「無為法」に至るまでの註釈に止まらず, さらに種々の問題にまで拡がって書かれていた可能性もある旨のお説を述べられた。しかし筆者は, そのようには考えないので, いまの項目の中に含ませることはしなかった。当面の問題に関わるのでここに記させていただいた。口頭発表での内容を註記したことをお詫び致します。

- 18) 『成唯識論』のようなケースは例外的である。桑山正進・袴谷憲昭『玄奘』(1981年12月, 大蔵出版)中の袴谷氏執筆箇所, 「玄奘訳の特徴と訳語の問題」『成唯識論』をめぐって」 pp. 300-309, 309-318 etc. 参照。
- 19) 『品類足論』「弁五事品」(大正26, 692 c-693a. 『五事毘婆沙論』(大正28, 989c-993a. 比較は同じ玄奘訳によって行なった。
- 20) 伴戸前掲論文, pp. 3-5.
- 21) 『昭和法宝総目録』3巻1233c.
- 22) 同, 4巻1050 a.
- 23) 同, 4巻1050 a.
- 24) その他, 『閲蔵知津』巻四十の「小乗論蔵」のところでは, 『立世阿毘曇論』にも「文来未尽」の語が見られ(1231a), また『施設論』の箇所にも見られる(1231c)。このうち『施設論』は明らかに写本に欠落があったと考えられる。
- 25) 伴戸前掲論文, p. 3.
- 26) 桑山・袴谷『玄奘』の「訳出仏典リスト」p. 258 参照。
- 27) 前註(2)~(5) 参照。
- 28) 拙稿(2) p. 300, 註(11) 参照。そこでごく簡単に触れておいたが, この問題は重要な点を含むので, 次の稿で再度論ずることにしたい。
- 29) 山田前掲書, p. 391-416。宮本正尊「譬喩者, 大徳法救, 童受, 喩鬘論の研究」『日本仏教学協会年報』第1年, pp. 115-192。
- 30) *Sa skya pa'i bka' 'bum*, vol. 5 (Tokyo 1968) p. 65, Tha 134a6-b1.
- 31) David P. Jackson: Two grub mtha' treatises of Sa-skya pandita—one lost and one forged, *The Tibet Journal*, 10 (1983) No. 1, pp. 3-13.
- 32) 経量部が有部から分裂することになった主要な原因は, 経部の心所法否定論と心相応の否定論であったという。水野弘元「心・心所に関する有部・経部等の論争」『宗教研究』新第9巻3号, pp. 424-436 参照。
- しかし, チベットにおける伝承と, それ以前に訳出された漢訳仏典にみられる経量部に関する伝承は, 必ずしも一致しないようである。チベットの伝承が後代のものだからかもしれない。
- 33) *SLL* 以外の他のチベット撰述の grub mtha' は, 例えば *Blo gsal grub mtha'* の経量部の章などを見ても, 有部と同様の〈五位〉によって論述されている。Cf. MIMAKI Katsumi: Le chapitre du *Blo gsal grub mtha'* sur les Sautrāntika, Présentation et édition, *Zinbun*, Number 15, pp. 175-210.
- Cf. ICang skya の *Grub pa'i mtha'i rnam par bzhag pa* の経量部の章(『東大目録』No. 86-88, Ka 72a5-98b3) 参照。

水野弘元博士は, 有部がいわゆる五位のすべてを実有であるとするのに対し, 経量部

(52) 『五事毘婆沙論』の成立について(上) (池田)

は心不相応と無為法は仮有とすると述べられている（「無為法について」『印仏研』10-1, pp. 10-11）が、しかし、博士はまた、経量部は心所法をも仮法とすると述べておられる（「心不相応法について」『駒沢大学研究紀要』第14号, pp. 47-48）。この説に従うならば、経量部が心不相応法と無為法を「実体として成立しないと主張する」とするSLLの立場とは異なることになるので、いまは註記するに止めた。しかし、この点については検討される余地があると思われる。

- 34) 経量部でも、「受・想・思」の3種は心所法として認めるものがあつた。Cf. 水野前掲論文, p. 434.
- 35) 加藤純章「楽受に関する論争」『奥田慈応先生喜寿記念・仏教思想論集』（1976年10月, 平楽寺書店）pp. 897-909.